電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程

平成20年 3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準第25条の3及び大学院設置基準第14条の3の規定 に基づき、本学におけるファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。) の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「FD」とは、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図る ための組織的な研修及び研究のことをいう。

(FDの具体的取組)

- 第3条 本学では、授業及び研究指導の内容及び方法の不断の改善を図るため、以下に掲 げる事項を実施するものとする。
 - (1) シラバスの定期的点検
 - (2) 学生による授業評価
 - (3) 成績分布調査
 - (4) 公開授業
 - (5) 新任教員研修
 - (6) 各部会、専門分野ごとの研究会
 - (7) 学生の教育ニーズの把握のためのアンケート調査等
 - (8) その他、FD推進のために必要な取組み
- 2 前項に掲げる事項の具体的実施細目は、それぞれ別に定める。

(FD推進組織)

- 第4条 以下の各号に掲げる者及び組織は、当該各号に定めるところにより、前条に掲げるFDの具体的取組みを推進する責務を負う。
 - (1) 学長

本学におけるFD活動を総括する。

- (2) 大学教育センター長 学長の指示に基づき、FDに関する業務を掌理する。
- (3) 大学教育センター 本学におけるFDに関する具体的取組みの企画、立案、取りまとめを行う。
- (4) 部局長等

大学教育センター長と連携し、当該部局等におけるFD活動を総括する。

- (5) 部局等 F D 専門委員 部局長等の指示の下、大学教育センターと連携し、各部局等内における F D の取組 を推進する。
- (6) 各教員

FDの具体的取組みを通じて、教育内容・方法等について、不断の改善を図る。

2 前項第5号の部局等FD専門委員は、各部局等における適切な単位ごとに当該部局長 等が指名する。

(公表)

第5条 FDの結果については、適切な方法で、公表するものとする。

(FDの活用等)

- 第6条 第3条に掲げる具体的取組みの結果は、本学の教育上の目的を踏まえた教育改善 や各教員の職能開発のために活用されなければならない。
- 2 学長は、特に必要があると認めるときは、各部局長等に対して、改善勧告を行うものとする。
- 3 前項により改善勧告があった場合は、当該部局長等は必要な改善策を講じるとともに、 その結果を速やかに報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、FDの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。